

## 会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第 1 回武蔵村山市行財政運営懇談会
開 催 日 時	平成 22 年 12 月 22 日 (水) 午前 10 時から正午まで
開 催 場 所	市役所 市公室
出席者及び 欠 席 者	出席者：根本委員 (副会長)、細川委員 (会長)、荒幡委員、鈴木委員、 米原委員、猪委員、細野委員 欠席者：なし 事務局：企画財務部長、企画政策課長、企画政策課主査、企画政策課主任
報 告 事 項	1 行財政運営懇談会の所掌事項等について 2 本市の財政状況及び職員数の状況について
議 題	1 会長及び副会長の互選について 2 会議の公開に関する運営要領の制定について 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	報告事項 1：行財政運営懇談会の所掌事項等について 行財政運営懇談会設置要綱、行財政運営懇談会の会議の開催予定及び第五次行政改革大綱の策定スケジュールについて、会議資料に基づき事務局から報告した。 報告事項 2：本市の財政状況及び職員数の状況について 本市の財政状況及び本市の職員数の状況について、会議資料に基づき事務局から報告した。 議題 1：会長及び副会長の互選について 武蔵村山市行財政運営懇談会設置要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、細川委員を会長に、根本委員を副会長に選任した。 議題 2：会議の公開に関する運営要領の制定について 会議については、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針に基づき、原則として公開することとし、武蔵村山市行財政運営懇談会の会議の公開に関する運営要領を事務局案のとおり定めることとした。 議題 3：その他 次回以降の会議の開催日程について協議し、第 2 回会議は平成 23 年 1 月 13 日 (木) 午後 7 時から、第 3 回会議は 1 月 27 日 (木) 午前 10 時から開催することとした。 なお、今後の会議の開催時間については、午前又は夜間とし、交互に開催することとした。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (発言者) ◎：会 長 ○：委 員 ●：事務局	委員の委嘱等 会議に先立ち、委嘱書の交付、市長挨拶、委員の紹介及び事務局職員の紹介を行った。 報告事項 1：行財政運営懇談会の所掌事項等について 【事務局説明】 (1) 行財政運営懇談会設置要綱 ● 会議資料に基づき、懇談会の設置目的、懇談会の所掌事項、懇談会の組織及び委員の任期について説明した。 (2) 行財政運営懇談会の会議の開催予定 ● 会議資料に基づき、懇談会の会議の開催予定について説明した。平成 23 年 3

月初旬までを目途に、本日の会議を含めて計 6 回程度開催する予定である。

(3) 第五次行政改革大綱の策定スケジュール

- 会議資料に基づき、第五次行政改革大綱の策定に向けた想定スケジュール等について説明した。大綱の策定に当たっては、懇談会において意見をいただくとともに、意見公募手続として、市報及び市ホームページにおいて大綱の素案を公表し、広く市民から意見をいただく予定である。

【質疑・意見等】

- 現行の第四次行政改革大綱には市が取り組むこととした百数十件の推進項目を掲げている。この度策定する第五次行政改革大綱についても、同様に今後市が取り組むべき推進項目を掲げる。そのため、まず庁内で大綱のたたき台を作成し、懇談会においては、それがよいのかどうかを審議していただく。具体的には、推進項目を絞ったり、加えたりといった作業が懇談会における主な仕事となる。それらと併せて、市報等に案を掲載して市民から意見をいただくなどいくつかの手続を経て、第五次行政改革大綱を策定していく。大綱に掲げた各推進項目には、何年度までに何を達成するのかという目標を定め、平成 23 年度から平成 27 年度までの中で、市はその目標達成に向けて取り組んでいくことになる。なお、第五次行政改革大綱は、平成 23 年 4 月から取り組むために同年 3 月までに策定する必要があるため、短い期間ではあるが、懇談会を計 6 回程度開催し、各推進項目について審議していただく予定である。

報告事項 2：本市の財政状況及び職員数の状況について

【事務局説明】

(1) 本市の財政状況

- 別添「平成 21 年度普通会計決算 グラフで見た武蔵村山市の財政状況」1 頁で本市の平成 21 年度の普通会計決算の概要について説明している。具体的な内容については、次頁以降で説明している。

歳入の根幹をなす市税の平成 21 年度の状況であるが、平成 20 年度と比較して約 3 億 3 千万円、3.1%の減となった。減となった原因としては、個人市民税が景気低迷による個人所得減少の影響で約 1 億 9 千 6 百万円、5.0%の減となったこと、法人市民税が同じく景気低迷による業績悪化の影響で約 1 億 2 千 5 百万円、20.8%の減となったことが挙げられる。土地、家屋等に課税される固定資産税は、あまり変化がなく、平成 20 年度比較で 0.1%の微減であった。表 2 を見ると、平成 18 年度から平成 19 年度にかけて市税が増加しているが、これは三位一体の改革により国から市町村に税源移譲されたことによる。その後再び税収は減少傾向にある。また、個人市民税についても、制度改革に伴い平成 19 年度に一旦増加したが、その後徐々に減少する傾向となっている。

義務的経費は、支出が義務的で、任意に削減できない経費であり、人件費、公債費及び扶助費の三つが狭義の義務的経費とされる。人件費は、主に職員の給与であり、公債費は、例えば市が公共施設を建設する際に借りた借金の返済に要する経費であり、扶助費は、様々な福祉の制度に伴う経費である。公債費の総額は約 14 億 8 千 5 百万円であり、平成 20 年度比較で約 4 千 1 百万円、2.9%の増となった。扶助費の総額は約 74 億 5 千 3 百万円であり、平成 20 年度比較で約 5 億 8 千 9 百万円、8.6%の増となった。特に扶助費が増加した理由としては、自立支援給付経費等が約 1 億 1 千 9 百万円、10.4%の増となったこと、保育所委託運営経費や児童手当等の支給対象者の増に伴い児童福祉費が

約 1 億 8 千 8 百万円、5.3%の増となったこと、対象者の増に伴い生活保護費が約 3 億 7 百万円、15.7%の増となったことが挙げられる。保育所については、待機児童数の増加に対し、保育所の新設や定員の増の推進に努めており、それらに伴って経費が増加している状況である。生活保護費については、厳しい経済情勢に伴い受給者が増えており、大きな伸びを見せている。

地方交付税は、地方公共団体の財政力がそれぞれ異なることから、財源不足団体に交付されるもので、通常交付される普通交付税と特別の財政需要に対し交付される特別交付税の 2 種類がある。本市は、財源不足団体となっている。表 4 を見ると、地方交付税は年々減少する傾向がうかがえるが、財政状況が好転したためではなく、制度改正に伴い臨時財政対策債（赤字地方債）に振り替えられたためである。通常、地方債は建設事業等がある場合にしか発行できないが、地方交付税の原資が国において不足していることから、不足する地方交付税に相当する額を特例的に発行できるとしたものが臨時財政対策債である。この臨時財政対策債に係る元利については、後年に国から地方交付税による補てんがあるとされている。なお、平成 21 年度の臨時財政対策債の発行額は、約 8 億 8 千 3 百万円であった。

財政調整基金は、市における貯金と言えるものであり、年度間の財源の不均衡を調整するための基金である。財源の余裕のある年度に積立てを行い、建設事業等の大きな支出や歳入不足がある年度に活用するものである。表 5 を見ると、平成 14 年度末には残高が約 32 億 3 千 6 百万円あったが、以降徐々に基金の取崩しを行ってきた結果、平成 21 年度末には残高が約 10 億 4 千 6 百万円となった。

6 頁及び 7 頁は、平成 21 年度の普通会計市民一人当たりの額及び財政力指数等の各市の順位を示している。市税が 26 市中 21 番目、個人市民税が 26 番目であり、いずれも 1 番目の武蔵野市と比較しておよそ 2 倍の開きがある。一人当たりの個人市民税が 26 市中最も低い状況は、かなり以前から続いている。一方、扶助費については、26 市中 1 番目である。個人市民税が最も少ないにもかかわらず、扶助費は最も多いという本市の特徴が表れている。地方債現在高については、26 市中 22 番目であり、なるべく借金に頼らずに財政運営に努めてきた結果が表れており、比較的良好であると言える。各種積立金現在高は、26 市中 6 番目であり、比較的多い状況である。財政力指数は、大まかに言うと必要な歳出規模に対し収入がどれだけあるのかを示しており、数値が大きいほど財政が豊かであることになる。財政力指数が 1 を切り収入が不足する分は、地方交付税で補われている。市税収納率は、26 市中 22 番目である。収納担当において様々な収納率向上策に取り組んでいるところであるが、結果として率が低い状況にある。

会議次第 7 頁の経常収支比率は、経常的収入に対する経常的支出の比率を示すものである。家計に例えれば、経常的収入がその家庭の給料であり、経常的支出は家賃、教育費などである。平成 21 年度では 94.4%であり、この場合、1,000 円の給料があったとすると 944 円が経常的に支出する額となり、56 円しか余裕がないという状況である。平成 2 年度の経常収支比率はバブル景気の影響もあり 69.7%と比較的余裕のある状況であったが、その後収入が落ち込むなどの影響により高くなっており、長く 90%台が続いている。

8 頁下のグラフは、地方債及び積立金の市民一人当たりの現在高を示している。武蔵野市は、唯一地方債の額を積立金の額が上回っている。本市は、積立

金の額が地方債の額の半分以下になっている。

(2) 本市の職員数の状況

- 10 頁及び 11 頁に本市の職員数の状況を示している。職員数は平成 7 年度が 555 人で、ピークであった。その後徐々に減って本年 4 月 1 日現在では 390 人となり、ピーク時と比べて 165 人、約 3 割減った。それに伴い人件費も減っている。年齢別職員構成の状況については、平成 12 年では 48 歳～51 歳の職員が最も多い。この年代の職員は、本市の人口が急増した時期に採用された職員であり、現在定年退職を迎えつつある。一方、本市は若年層の職員が少ない状況にあるが、これは職員数の抑制のために採用を見送っていた期間があったためである。今後、職員数の多い年代が定年退職を迎えることに伴い、かなり状況が変わることが予想される。各市の職員数の状況については、職員一人当たりの人口で比較すると、本市は 26 市中 5 番目であり、比較的適正な水準を保っていると言える。

【質疑・意見等】

- 経常収支比率の適正水準とは、一般的にどれくらいなのか。
- 70～80%が適正と言われている。2 割から 3 割程度の余裕があるのが望ましいということ。
- 地方交付税は財源不足団体に交付されるとのことだが、財源不足団体としての認定基準はあるのか。
- 税金などの収入と、人口や学校数、児童生徒数など地方公共団体の各指標を基に算出された支出とを比較し、収入が支出を下回った地方公共団体が財源不足団体とされる。なお、これは財政力指数によって判断することができ、1 を下回っている地方公共団体が財源不足団体である。
- 扶助費、特に生活保護費は、今後どの程度増える見込みか。
- 経済情勢の動向によるところが大きい。最近 10 年間の扶助費の動向を見ると、毎年 2 億円程度ずつ増えている状況があり、右肩上がりの傾向にある。
- 今後、都営村山団地はどれくらい建つのか。
- 都営村山団地は、建替えが始まる前には 5,260 戸あった。建替えを進めている現在は 4 千戸台になっているが、建替えが全て完了すると 5,260 戸に戻る予定である。増えることはない。
- 都営村山団地は東京都所有の土地だと思うが、固定資産税はどうなっているのか。
- 固定資産税相当額が東京都から交付されている。
- 株主配当に対し地方税が課されているが、これは個人ごとに計算されて市に入るのか、それとも一旦まとめられてどこかを經由して市に入るのか。例えば、市民の株主配当が一時的に増えた場合には、市の収入もそれに伴い増えるのか。
- 配当所得については、本来 20%の税率であるが、特例で源泉分離により所得税 7%、地方税 3%の税率が課される。
- 通常、給与所得のある人はそれに配当所得を合計した所得に 20%課税されるが、源泉分離を選択することにより、配当所得分については有利な税率で課税される。3%の地方税分については、そのうちの一定割合が市に入る。
- 都営村山団地が整備され約 40 年が経過し、住民の高齢化が進んでいる。この影響もあり、扶助費の伸びが大きくなっているのだと思う。都営団地を抱える他市と比較して、本市はどの程度負担となっているのだろうか。

- 都営団地は、東京都の住宅政策によって整備されているものであり、入居者は所得の上限が決められている。収入の低い人しか入れない仕組みになっている。入居者に資産や貯金がない状況も多く、それに加えて高齢であり、就労による収入がないと、生活保護の対象となることが多くなる。都営村山団地の高齢化率は約 43%であり、およそ 2 人に 1 人が 65 歳以上ということになる。戸数が 5,260 戸である都営村山団地は、市の人口約 7 万人と比べると非常に多い状況であるので、扶助費が多いことにつながっていると考えられる。
- それらのことが市の負担になっているのであれば、国又は東京都に支援をお願いできないのだろうか。
- 生活保護費は、市が 25%負担することになっている。長い期間本市で生活し本市に税金を納めてきた人が収入を失い、生活保護の対象となるならまだ納得がいくが、そうではなく本市に税金を納めたことのない人がたまたま現在住んでいるというだけで生活保護費を受給している状況は、心情的に腑に落ちないところがある。
- 国や東京都による支援に関しては、法律や制度によっているものであり、難しいというのが実情である。
- 今後ますます市の負担が増えることが予想されるが、国や東京都がそれを見過ごしているように思える。
- 社会保障費は国においても問題となっている。財源をどこで確保するのかという問題が大きい。他国と比べて日本は負担率が低いにもかかわらず、高福祉が求められており、どこかに無理が生じるのは当然である。
- 報道などを見ると、事件を起こした人には 30 歳、40 歳で無職という人が多い。無職でも生活できてしまうこの国の状況はおかしいと思う。
- 最近テレビ番組で見たことだが、高福祉高負担のスウェーデンでも働かない人が増えているなどの問題が生じているとのこと。
- 負担をどこまで求めるか、また福祉サービスをどこまで行うのかといった切分けは難しい。
- 社会保障費の負担を考える時、税金だけでなく社会保険料も一緒に考えなければならない。スウェーデンは高負担によって高福祉を実施しているわけだが、日本はどちらかというところアメリカのように自己責任の色合いに近い。社会保障は、本来人口構成がピラミッド型であればうまく機能するが、日本は今、逆になっている。若い人の負担で高齢者を養うわけだが、少子高齢化の影響で社会保障費が増える一方で、ますます若い人の負担が増える厳しい状況になっている。先進国の中で短期間に高齢化率が上がったのは日本であり、これから高齢化社会を迎える韓国や中国は、日本の動向に注目している。
- 30 年後の日本を考えると、今よりも扶助費は増えると思う。年金の保険料を支払っていないならば年金を受け取れないが、生活ができない状況であれば生活保護を受けられる。30 年後は、少子高齢化によって市だけでなく国も財政が厳しい状況になることが想像できる。今以上に扶助費が増えることが想定されるのに、それだけの財源を確保できるのかと考えてしまう。先日、年金の支給額が月当たり 200 円程度減るとの報道があった。政府は景気が少しずつ上向きになることを前提に現行の年金制度を維持できるとしているが、景気が上向きどころか今後も不景気が続き、年金の支給額も下がるのだろうと思う。今後の扶助費の増加に対しては、国や東京都に何とかしてもらおうとしても、国も東京都もますます財源確保が難しくなり、とても市を助けていられる状況ではなく

なると想定されるので、市として自活できる方向を探っていかなければならないと思う。

- 問題は、自分で積み立てて年金を受給している人よりも、生活保護費を受給している人の方が多いということ。この点が日本の社会保障制度として整合性が取れていないところである。以前から議論されていることである。年金保険料をきちんと納めて年金を受給する人よりも、生活保護を受けている人の方が多くお金を受けており、矛盾が起きている状況がある。
- 現行の制度を見直さなければならないはず。
- そのとおり。政治家がその点をしっかり考えて法律改正をする必要がある。しかし現実には進んでいない。私は大蔵省にいた時代に、今の年金制度に係る立法を担当し、政治家とも議論した経験がある。およそ 30 年前になるが、その当時の予測よりも現在は出生率が下がっている。昭和 48 年に福祉に関する制度を作った。予測では右肩上がりの経済成長を見込んで作った制度であったが、制度が作られた途端に石油ショックの影響で景気が落ち込んだ。それにより財源が足りなくなり、制度がストップしてしまうという状況になった。そのため、福祉に係る経費を減らさなければならず、担当者として非常に強い風当たりを受けた。そんな中で国民の負担を求めなくてはならず、健康保険もそれまで負担なしだったものを 2 割負担に上げようとしたところ、とんでもないという反応があり、最後は間を取って 1 割負担ということになった。また、それにしても当初 3 年程度の措置として考えていたが、結局その後何年も続くことになってしまった。ここで負担を入れなければ後につけが回ると説明しても、国会議員はその時の得票に配慮し、受け入れられないという状況であった。
- 少子化も止められない。
- 少子化は国民個人の考えによる部分が大きく、戦前のように産めよ増やせよというわけにはいかない。
- 子どもを産む世代の考えとしては、今の政府の方針には矛盾を感じる。配偶者控除の範囲に収めるために主婦が働きたくても働かなかった状況を変えるため配偶者控除をなくすと言っているが、現実問題として、家事もこなしながらある程度の時間働くことは難しい。子育て世代が働くことを進めるのであれば少子化は更に進むし、少子化に歯止めをかけたいのであれば、子どもを産める期間は限られているので、どれだけバックアップできるのかが重要である。いくら手当を出しても、それが実際の子育て支援につながらないのであれば意味がない。例えば、出産育児一時金は、10 年前は 30 万円程度であったのが、現在は 42 万円になった。だから子どもを産んでくださいと言われても、これは出産の際の費用であって、子育て全般の負担としては変わっていない。子育ての負担を考えるとそうそう産めないというのが正直なところ。国の子育て支援策に限界があるのであれば、市は独自の支援策を考えていかなければならないのではないか。また、本市は高齢化率が高いので、そこに何らかの対策を打ち出していかなければ、市税が苦しい状況が今後も続くと考えられる。どのようにして働く若い世代を増やせるか、又は子どもを産みやすい環境を作れるかという対策を打ち出せるかにかかっていると思う。
- 核家族化が進展し、昔はおじいさんやおばあさんが面倒を見てくれてできたことができなくなっている。一方、保育所や幼稚園など親が働くために子どもを預ける環境が十分かというところではない。その環境整備が必要である。配偶者控除については議論があり、今の民主党議員には、配偶者控除があるから

女性が働かないという主張があるようである。

- 主婦の現実として、再就職が難しいという問題がある。新卒の学生も就職が難しい状況であるので、仕事を辞めてからブランクのある主婦はなおさらである。子どもの年齢によっては勤務する時間に制限が生じるので、これも就職に不利な条件となる。夫の職業も多種多様となり、土日が休みとは限らないので、土日を休みたいということで雇ってもらえない状況も考えられる。また、教育の場もひと昔前と違って、子どもの勉強等に親の関与を要求される場面が増えており、勉強に関しては学校に任せておけばいいという時代ではなくなっている。つまり主婦層の負担も増えている。国が言うように単に税制や手当による少子化対策だけではなく、雇用を確保する対策が講じられなければ、市の財政も根本的には変わらないはずである。

#### 議題 1：会長及び副会長の互選について

##### (1) 会長の互選

会長の互選を行ったところ、細川委員を会長に推薦する意見があり、細川委員を会長に選任することとした。

- 御年長の方々がいる中で恐縮であるが、どうぞよろしく願います。委員の皆さんには会議を円滑に進められるよう特段の御協力をお願いする。(会長就任挨拶)

##### (2) 副会長の互選

副会長の互選を行ったところ、識見を有する者として選出された経過もあることから、根本委員を推薦する意見があり、これに対し根本委員から辞退したい旨発言もあったが、委員の総意により根本委員を副会長に選任することとした。

- 財政状況の説明で 1 点確認したい点がある。市民一人当たりの個人市民税が 26 市中 26 番目、市民一人当たりの扶助費が 26 市中 1 番目であるという厳しい財政状況に加えて、平成 14 年度から平成 21 年度にかけて財政調整基金は減少の傾向にある。財政調整基金は、このままいけば残高がゼロになる見通しなのか。
- 財政調整基金は、本年度当初に 10 億円余りあったものが、これまでに 4 億円を取り崩しており、本年度末の残高見込みは約 6 億円である。市としては、残る残高を全て取り崩すつもりはなく、少なくとも 5 億円程度でとどめたいと考えている。
- 市としてその辺りに関心を持っているのであれば、細川会長の下でお手伝いをさせていただきたい。よろしく願います。(副会長就任挨拶)

#### 議題 2：武蔵村山市行財政運営懇談会の会議の公開に関する運営要領について

##### 【事務局説明】

- 本市では、原則的に会議を公開している。そこで、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第 8 条の規定に基づき、本懇談会についての会議の公開に関する運営要領を定めるもの。武蔵村山市行財政運営懇談会の会議の公開に関する運営要領(案)を逐条により説明した。  
なお、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第 12 条の規定に基づき、会議を公開により開催した際には、会議録及び会議資料を市ホームページ等で公表する。

【質疑・意見等】

- ◎ 本会議については、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針に基づき、原則として公開することとし、武蔵村山市行財政運営懇談会の会議の公開に関する運営要領を事務局案のとおり定めることとする。

議題 3：その他

【事務局説明】

- 第 2 回会議及び第 3 回会議の開催日程について、本日の会議において調整していただければと考える。

【質疑・意見等】

- ◎ 事務局から、次回以降の会議は夜の時間帯に開催するとの話があったように思うがどうか。
- 時間帯は特に決めていないが、夜の時間帯に開催した方がよいという委員が多ければ、それでも問題はない。夜であれば、午後 7 時頃からの開催となる。
- 平日の日中は有給休暇を取得しなければならないので、夜の時間帯での開催がありがたい。
- 小学校低学年の子どもがいるので、夜の時間帯は厳しい。できれば本日のように午前中の開催がありがたい。午後の時間帯も、子どもが帰宅する時間は難しい。
- ◎ 誰かが欠けてしまうことになる。
- 各委員とも諸事情があるので、やむを得ないのではないか。
- ◎ 必ず全員が参加しなければならないというわけではないが、いつも同じ委員が出席できないということは避けたい。
- 時間帯を交互に設定したらどうか。
- 日中の午後の場合は、何時頃からになるか。
- 午後 2、3 時頃からの開催となる。
- 午前か午後のどちらかといえば、一日の真ん中の時間帯となる午後よりも、午前中の方がありがたい。
- ◎ 午後の時間帯は、仕事をしている中ではロスが大きいように思う。午前と夜の時間帯との交互による開催でどうか。
- その方がよいと思う。
- ◎ 夜の開催は何時頃までか。
- 午後 7 時からであれば、午後 9 時頃までになると思う。
- ◎ それでは、開催時間については、午前又は夜 7 時から開催する方向で調整していくこととする。
- ◎ 第 2 回会議は平成 23 年 1 月 13 日（木）午後 7 時から、第 3 回会議は 1 月 27 日（木）午前 10 時から開催することとする。
- 会議資料は、また事前に郵送でもらえるのか。
- そのようにする。



会議の公開 ・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ・ [ ]	傍聴者： 0 人
-----------------	---	----------

会議録の開 示・非開示の 別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：            ） <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：            ）
----------------------	---

庶務担当課	企画財務部 企画政策課（内線：375）
-------	---------------------